

平成30年度 協議会の取組みについて



平成30年度第1回協議会の様子

「町屋二・三・四丁目地区防災まちづくり協議会」では、様々な防災まちづくりの取組みを進めています。

6月5日に行った「第1回防災まちづくり協議会」では、『防災まちづくりルール』の周知を行っていくことなどを話し合い、12月4日の「第2回防災まちづくり協議会」では、防災まちづくりに関する知識を深めるため、まちなかの無電柱化をテーマとした勉強会を実施しました。

次号では、勉強会の様子や学んだ情報を掲載します。
みんなでまちの防災について考えていきましょう！！

◆お知らせ◆

主要生活道路沿道にある2つの児童遊園について道路拡幅整備が行われます！

町屋第三児童遊園に植えられている桜の木については、老木で植え替えが困難なため、新たに植樹されます。



町屋第三児童遊園 (町屋4-30-6)



町屋四丁目児童遊園 (町屋4-13-16)

町屋二・三・四丁目にお住まいの方等で、町屋二・三・四丁目地区の防災まちづくりに興味があり、協議会にご参加を希望される方は、下記【お問合せ先】までご連絡ください。

【お問合せ先】

荒川区 防災都市づくり部 防災街づくり推進課 (区役所北庁舎 2階⑭窓口)
Tel 3802-3111 (内線 2829) 担当: 松田, 長久保



平成30年12月発行

No. 37



町屋二・三・四丁目地区防災まちづくり まちやタイムす

発行: 町屋二・三・四丁目地区防災まちづくり協議会
荒川区防災都市づくり部防災街づくり推進課
編集協力: ランドブレイン株式会社

町屋二・三・四丁目地区防災まちづくりルールを作成しました！

協議会では、まちの防災性が向上し、地区の皆さんが安全で安心な生活を続けていけるよう、地区のまちづくりルールを検討し、取りまとめました。

作成した『町屋二・三・四丁目地区防災まちづくりルール(以下、『防災まちづくりルール』という。)]は、本紙『まちやタイムすNo.37』とともに皆様のお手元にお届けいたします。

ぜひ、『防災まちづくりルール』を守り、災害に強いまちを実現していきましょう。

地区に必要な取組み

- ・建物の耐火性・耐震性の向上
- ・避難、消火活動のための道路の確保
- ・延焼遅延のためのオープンスペースの充実
- ・個人、地域によるいざという時の体制の確立



建物が倒壊し道をふさがないように…



緊急車両の通行が円滑にできるように…

こちらの冊子をご覧ください！

町屋二・三・四丁目地区 防災まちづくりルール

はじめに

町屋二・三・四丁目地区(以下、「本地区」という。)は、古くから木造住宅が密集しており、火災が発生した場合の延焼や地震発生時に建物が倒壊する恐れがあるなど、危険性の高い地区となっています。

この地域下型の地震が発生してもおかしくないといわれているが、本地区においても災害に強いまちづくりを自覚しなければなりません。

町屋二・三・四丁目地区防災まちづくり協議会は、地域と行政が協働し防災まちづくりを推進していくことを目的として平成18年12月に発足し、これまで、地域住民が主体となって様々な取組みを進めてまいりました。平成24年には、地区計画を策定し、このたび、『町屋二・三・四丁目地区防災まちづくりルール(以下、『防災まちづくりルール』という。)]を作成しました。

ひとつひとつの建築物はまちを形成する重要な要素です。お住まいの皆様をはじめ、今後地区内で開発や建築等をされる方が、本地区の現状をご理解いただき、この『防災まちづくりルール』を尊重していただけるよう望みます。

平成30年12月
町屋二・三・四丁目地区防災まちづくり協議会

『町屋二・三・四丁目地区防災まちづくりルール』の位置付け

この『防災まちづくりルール』は、法や条例に基づくものではありませんが、現行の地区計画等の制度に加えて、本地区の防災性の向上、安全で安心な生活を続けていくために町屋二・三・四丁目地区防災まちづくり協議会が主体となり、話し合いを重ねたルールです。そのため、まちづくりといったハードの面だけではなく、防災訓練など、本地区に住む一人ひとりの防災への意識啓発といったソフトの面の両面を併せてつとめようとしています。

対象区域

旭電化通り、尾竹橋通り、都電通り、尾久の新防炎通りに囲まれた区域を対象とします。

【対象区域】
町屋二丁目、町屋三丁目、町屋四丁目(6、8、10番の一部、11番の一部を除く)
東尾久六丁目(1番の一部、2番の一部)



災害に強いまちづくりを目指します！

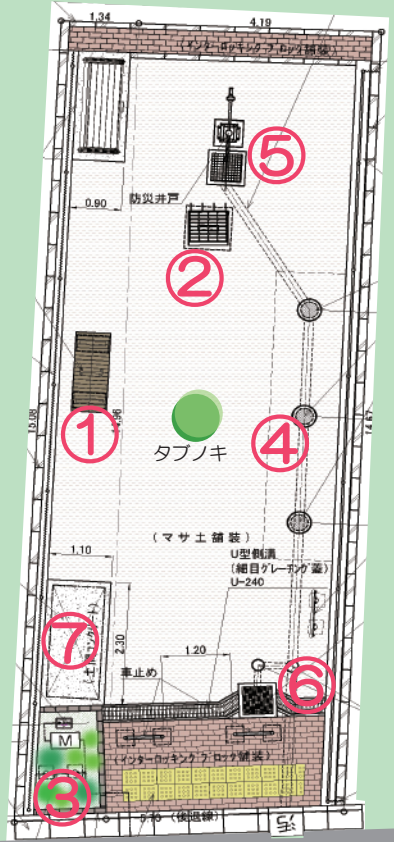


町屋四丁目江川防災スポットおよび豊島通り防災スポットが新たに整備されました！

【町屋四丁目江川防災スポット】



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号) 30都市基交審第48号



【豊島通り防災スポット】



【街なか花壇】
地区の有志の方々が花壇づくりを行っています。



防災スポットとは？
防災スポットには何があるの？



防災スポットとは、火災時の延焼遅延や地域の方々による初期消火活動の支援など、地区の防災性の向上を目的として整備された広場空間です。普段は、皆さんの憩いの場としてご活用ください。

1 【かまどベンチ】
普段はベンチとして、災害時にはかまどとして炊き出しに使用可能です。

普段はベンチとして

災害時にはかまどとして

4 【マンホールトイレ】
災害時に簡易な便器を設けることで、トイレとして使用できるようにします。なお、排水は、防災井戸の水を活用します。

トイレ設備設置イメージ

7 【町会防災倉庫】
スタンドパイプなどの防災資器材を収納します。

8 【収納ベンチ】
災害時に必要な物品等を収納します。普段はベンチとして使用可能です。

2 【ソーラー街灯】
太陽光パネルにより充電し、夜間の明かりを確保します。災害時には非常用電源としての利用も可能です。



5 【防災井戸】
災害時に生活用水として利用できます（飲用ではありません）。

3 【掲示板】
地区や区からのお知らせ（『まちやタイムス』や『住まいの相談会』）などを掲示します。

6 【消火器】
初期消火に対応するため設置しています。

区では、土地を取得し、公園、広場等の整備を進めています。使われなくなった土地がありましたら裏面問合せ先までご連絡ください。

